

語群選択問題用条文 基礎編

道路運送法・道路運送法施行規則

(目的) 《語群出題：H20-11, H15-7》

第一条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

(許可基準)

第六条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)は、**運賃等**(旅客の**運賃及び料金**(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。))をいう。以下この条、第八十八条の二第三号及び第八十九条第一項第二号において同じ。)を定め、**国土交通大臣の認可**を受けなければならない。これを**変更しようとするとき**も同様とする。

《令和5年4月28日法律第18号・本項改正》

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 能率的な経営の下における**適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないもの**であること。《附則2項による変更》
- 二 特定の旅客に対し**不当な差別的取扱**いをするものでないこと。
- 三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に**不当な競争**を引き起こすこととなるおそれがないものであること。
- 四 運賃及び料金が**対距離制**による場合であつて、国土交通大臣が**その算定の基礎となる距離を定めたときは**、これによるものであること。

3・4 省略 《令和5年4月28日法律第18号・本項追加》

5 一般乗用旅客自動車運送事業者は、**第一項の国土交通省令で定める料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。**

6 第九条第六項《**運賃又は料金の変更命令**》の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第六項中「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

▶ 附 則

2 第九条の三第二項第一号の規定の適用については、当分の間、「**加えたものを超えないもの**」とあるのは、「**加えたもの**」とする。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の認可申請)

▶**道運法施行規則** 第十条の三 法第九条の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の**運賃等の設定又は変更の認可を申請**しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃等設定(変更)認可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する**営業区域**
- 三 設定又は変更しようとする運賃等の**種類、額及び適用方法**(変更の認可申請の場合は、新旧の運賃等(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)
- 四 変更の認可申請の場合は、**変更を必要とする理由**《cf. 設定を必要とする理由は不要》

2 前項の申請書には、**原価計算書その他運賃等の額の算出の基礎を記載した書類を添付**するものとする。

3 **申請する運賃等が地方運輸局長が前項の書類の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときは、同項の書類の一部又は全部の添付を省略**することができる。《自動認可運賃、cf. 公定幅運賃は届出(ただし、試験範囲外)》

《令和5年9月22日国土交通省令第73号・本条改正》

(運送約款)

第十一条 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも運賃及び料金の収受並びに一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

3 国土交通大臣が一般旅客自動車運送事業の種別に応じて 標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、当該事業を経営する者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(運送約款の記載事項) 《語群出題：H22-3》

▶道運法施行規則 第十二条 法第十一条第一項の規定による一般旅客自動車運送事業の運送約款に定める事項は、次のとおりとする。

一 事業の種別

二 運賃及び料金の収受又は払戻しに関する事項

三 運送の引受けに関する事項

四 運送責任の始期及び終期

五 免責に関する事項

六 損害賠償に関する事項

七 その他運送約款の内容として必要な事項

(運送引受義務) 《語群出題：R03-7,R02-6,H30-7,H20-7,H15-3》

第十三条 一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

一 当該運送の申込みが第十一条第一項の規定により 認可を受けた運送約款（標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款）によらないものであるとき。

二 当該運送に適する 設備がないとき。

三 当該運送に関し申込者から 特別の負担を求められたとき。

四 当該運送が 法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五 天災その他やむを得ない事由による 運送上の支障があるとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、国土交通省令で定める正当な事由があるとき。

(事業計画)

▶**道運法施行規則 第四条** 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 ～ 六 省略

七 **自動運行旅客運送（自動運行装置**（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）**を当該自動運行装置に係る使用条件（同条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行することによる旅客の運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号、第三号及び前号に掲げる事項**

2 ～ 7 省略

8 法第五条第一項第三号の**事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るもの**には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 **営業区域**

二 **主たる事務所及び営業所の名称及び位置**

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数及び地方運輸局長が指定する地域にあつては国土交通大臣が定める区分ごとの数

《種別：一般車両・特殊車両（福祉タクシー）、区分：（ハイヤーについてのもの）都市型・その他》

四 **自動車車庫の位置及び収容能力**

五 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号及び第三号に掲げる事項

《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本号追加》

《平成29年12月28日国土交通省令第74号・改正》

(運送の順序)

第十四条 一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、急病人を運送する場合、一般乗合旅客自動車運送事業について運送の申込みを受けた順序による旅客の運送を行うことにより輸送の効率が著しく低下する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

《令和2年6月3日法律第36号・改正》

(事業計画等に定める業務の確保) 《語群出題：H19-11》

第十六条 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。)に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

(禁止行為)

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。《×いずれかが…》

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

《令和2年6月3日法律第36号・改正》

(輸送の安全性の向上)

第二十二条 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(事故の報告) 《語群出題：R06-7,H22-7,H14-4》

第二十九条 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(公衆の利便を阻害する行為の禁止等) 《語群出題：R01-11,H29-3,H24-3,H18-11》

第三十条 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

3 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

4 国土交通大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(事業改善の命令) 《語群出題：R05-7,R03-11,R02-3,H30-3,H27-7,H21-7,H16-11》

第三十一条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画 (路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画又は運行計画) を変更すること。

二 運賃等の上限を変更すること。

三 第九条の三第一項の運賃又は料金を変更すること。

四 運送約款を変更すること。

五 自動車その他の輸送施設を改善すること。

六 旅客の円滑な輸送を確保するための措置を講ずること。

七 旅客の運送に関し支払うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

(名義の利用、事業の貸渡し等) 《語群出題：R06-3,R02-7,H28-7,H23-11,H21-11,H17-11》

第三十三条 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

(事業の休止及び廃止)

第三十八条 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2・3 省略

4 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。《令和2年6月3日法律第36号・本項改正》

《平成28年12月9日法律第100号・改正》

(許可の取消し等) 《語群出題：R04-11,R03-3,H31-3,H24-7,H18-7》

第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

三 第七条第一号、第七号又は第八号《欠格事由》に該当することとなつたとき。

《語群出題：R07-7,H30-11,H20-3》

第四十一条 国土交通大臣は、前条の規定により事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2～4 省略

(免許等の条件又は期限) 《語群出題：R04-7,H28-11,H24-11,H22-11》

第八十六条 免許、許可、登録又は認可には条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可、登録若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該道路運送事業者（道路運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）又は自家用有償旅客運送者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則

(目的)

第一条 この省令は、**旅客自動車運送事業の適正な運営を確保**することにより、**輸送の安全及び旅客の利便**を図ることを目的とする。《×事業者間の活発な競争を促進すること…》

(一般準則)

第二条 旅客自動車運送事業者（旅客自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）は、**安全、確実かつ迅速に運輸を遂行**するように努めなければならない。

2 旅客自動車運送事業者は、**旅客又は公衆**に対して、**公平かつ懇切な取扱い**をしなければならない。

3・4 省略

(輸送の安全)

第二条の二 旅客自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず**輸送の安全性の向上**に努めなければならない。

(苦情処理) 《語群出題：R06-11,H17-3》

第三条 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、**遅滞なく、弁明**しなければならない。ただし、**氏名及び住所を明らかにしない者**に対しては、この限りでない。

2 旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を**営業所ごとに記録**し、かつ、その記録を整理して**一年間保存**しなければならない。

一 苦情の内容

二 原因究明の結果

三 苦情に対する**弁明の内容**

四 **改善措置**

五 苦情処理を担当した者

(運賃及び料金等の実施等) 《語群出題：H25-5》 《→道路運送法12条1項参照》

第四条 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を公示した後でなければ、これを実施してはならない。

《令和2年11月27日国土交通省令第93号・本項改正》

2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。

一・二 省略

三 一般乗用旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗用旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

《令和2年11月27日国土交通省令第93号・本項追加》《令和6年4月30日国土交通省令第58号・本項改正》

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長が定めるところにより、事業用自動車（運送の引受けが営業所のみに于行われるものを除く。）に運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければならない。《ex. 公衆に=初乗1.096km¥500、旅客に=運賃料金表》《x運送約款を…表示しなければならない》

4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金が 対時間制による場合を除き、地方運輸局長が定めるところにより、運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければならない。

《ex. 運賃メーター》

(領収証)

第十条 省略

2 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受した場合であつて旅客の求めがあつたときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければならない。《x専用の機器で印刷されたもの…》《x発行枚数を業務記録に記録…》

(事故の場合の処置) 《語群出題：R02-11b,H28-3,H23-7,H21-3》

第十八条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

- 一 旅客の運送を継続すること。
- 二 旅客を出発地まで送還すること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、旅客を保護すること。

2 省略

(事故による死傷者に関する処置) 《語群出題：R05-11,H29-11,H26-11,H19-3,H14-7》

第十九条 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 死傷者のあるときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずること。
- 二 死者又は重傷者のあるときは、すみやかに、その旨を家族に通知すること。
- 三 遺留品を保管すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、死傷者を保護すること。

(損害を賠償するための措置) 《語群出題：R04-3,H23-3》

第十九条の二 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

(業務記録)

第二十五条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、次に掲げる事項を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

《本項は一般乗合旅客自動車運送事業者の条文であるが、第3項で一般乗用旅客自動車事業者にも一部準用されている。》

- 一 運転者等の氏名
- 二 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号等当該自動車を識別できる記号、番号その他の表示
- 三 **業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離**
- 四 業務を交替した場合は、その地点及び日時
- 五 **休憩又は仮眠をした場合は、その地点及び日時**
- 六 第二十一条第三項の睡眠に必要な施設で睡眠をした場合は、当該施設の名称及び位置
- 七 道路交通法第六十七条第二項に規定する**交通事故**若しくは自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）第二条に規定する**事故**（第二十六条の二及び第三十七条第一項において「事故」という。）又は**著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合**にあつては、**その概要及び原因**《道路交通法67条2項「…車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊（以下「交通事故」という。）…」》

八・九 省略

2 省略 《令和5年10月10日国土交通省令第83号・本項改正》

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、第一項第一号から第七号までに掲げる事項のほか、**旅客が乗車した区間並びに運行の業務に従事した事業用自動車の走行距離計に表示されている業務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数**を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を**事業用自動車ごとに整理して一年間保存**しなければならない。

《業務記録に記録する必要がないもの…天候、領収証の発行枚数、タクシー車両を清掃した旨、経営成績及び財政状態》

4 旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車について長期間にわたり業務の交替がない場合に限る。）は、前三項の規定により記録すべき事項の一部について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準第四十八条の二第二項の規定に適合し、又はこれと同等の性能を有すると認められる運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において当該旅客自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに当該運行記録計による記録に付記させ、かつ、その付記に係る記録を一年間（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては事業用自動車ごとに整理して一年間、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては三年間）保存しなければならない。

《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本条改正》《令和5年10月10日国土交通省令第83号・本項改正》

(事故の記録)

第二十六条の二 旅客自動車運送事業者は、**事業用自動車に係る事故**が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を**当該事業用自動車の運行を管理する営業所**において**三年間保存**しなければならない。

一 乗務員等の氏名 《平成30年4月20日国土交通省令第40号・本号改正》

二 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 事故の発生日時

四 事故の発生場所

五 事故の当事者（乗務員等を除く。）の氏名 《平成30年4月20日国土交通省令第40号・本号改正》

六 事故の概要（損害の程度を含む。）

七 **事故の原因**

八 **再発防止対策** 《cf. 苦情処理（第3条）の場合は「改善措置」》

《自動車事故報告書を提出していても事故の記録は必要》《書類の管理につき69条参照》

(地図の備付け) 《語群出題：R02-11B,H18-3》

第二十九条 一般乗用旅客自動車運送事業者は、**事業用自動車（次項の規定の適用を受けるものを除く。）**に少なくとも**営業区域内**の次の各号に掲げる事項が明示された地図であつて **地方運輸局長の指定する規格に適合するもの**を備えておかなければならない。

一 **道路**

二 **地名**

三 著名な**建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅**

四 その他**地方運輸局長**が指定する事項

《令和6年2月29日国土交通省令第15号・本項改正》

2 一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第五項の指定地域内の営業所に配置する事業用自動車（運送の引受けが営業所のみに于行われるものを除く。）にあつては、次の各号に掲げる機能を有する機器を備えておかなければならない。

一 電子地図（電磁的方式により記録された地図（少なくとも営業区域内の前項各号に掲げる事項が明示された地図であつて同項の規格に適合するものに限る。）をいう。次号において同じ。）を当該機器の映像面に表示する機能

二 当該事業用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信し、当該位置情報を当該機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能

三 当該事業用自動車の運転者に対して目的地までの効率的な経路を適時に案内する機能

《令和6年2月29日国土交通省令第15号・本項追加》

(事業用自動車内の表示)

第四十二条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本項改正》

2 省略

3 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいように表示しなければならない。

4 省略

《令和5年8月1日国土交通省令第61号・本条改正》

(応急用器具等の備付) 《語群出題：H26-5,H16-7》

第四十三条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該自動車を旅客の運送の用に供してはならない。ただし、運送の途中において当該自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるとき、又は旅客の運送を容易に継続することができるときは、この限りでない。

2 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車に踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該自動車に赤色旗、赤色合図灯等の非常信号用具を備えなければ、旅客の運送の用に供してはならない。

(点検整備等) 《語群出題：R05-3,R01-7,H29-7,H27-11,H25-11,H19-7,H15-11》

第四十五条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離等の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検し、必要な整備をすること。
- 二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第四十九条《点検整備記録簿》の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

(乗務員)

第四十九条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者、車掌その他の乗務員は、事業用自動車の運行を中断し、又は旅客が死傷したときは、当該旅客自動車運送事業者とともに、第十八条《事故の場合の処置》第一項各号若しくは第二項各号又は第十九条《事故による死傷者に関する処置》各号に掲げる事項を実施しなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本項改正》

2 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 第五十二条各号《物品の持込制限》に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現在する事業用自動車内に持ち込むこと。
- 二 酒気を帯びて乗務すること。
- 三 事業用自動車内で喫煙すること。

《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本号改正》

3 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者の事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の乗務員は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 運行時刻前に発車すること。
- 二 旅客の現在する自動車の走行中職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話すること。

4 前項の乗務員は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、輸送の安全を確保し、及び事業用自動車内の秩序を維持するように努めなければならない。

《本項は一般乗用旅客自動車運送事業者の乗務員（タクシー乗務員）には適用されないが、運輸規則13条1号による運送の引受け又は継続の拒絶は可能（2016/2/8付で関東運輸局に確認済み）》

《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本項改正》

(運転者) 《語群出題：R07-3,R02-11A,H27-3,H17-7》

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号《道路運送車両法47条の2第1項・2項の日常点検整備》の点検をし、又はその確認をすること。

二 乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、第二十四条第一項及び第二項の規定により当該旅客自動車運送事業者が行う点呼を受け、これらの規定による報告をすること。

《平成29年11月15日国土交通省令第78号・本号改正》

三 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

三の二 疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

《平成30年4月20日国土交通省令第40号・本号改正》

三の三 事業用自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。《平成30年4月20日国土交通省令第40号・本号改正》《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本号改正》

四 事業用自動車の運行中に当該自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに、運行を中止すること。

《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本号改正》

五 坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。

六 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

七 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となつたときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。

八 乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検をすること。

《平成29年11月15日国土交通省令第78号・本号改正》《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本号改正》

九 第二十五条《業務記録》第一項、第二項又は第三項の記録（同条第四項の規定により、同条第一項、第二項又は第三項の規定により記録すべき事項を運行記録計による記録に付記する場合は、その付記による記録）を行うこと。

十 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

2～5 省略

6 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければならない。

7 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、前項の場合以外の場合には、回送板を掲出してはならない。

8 第二十二条第一項の一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者であつて、指定地域内にある営業所に属する者は、同項の乗務距離の最高限度を超えて乗務してはならない。

9～11 省略

タクシー業務適正化特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、タクシーの運転者の登録を実施し、指定地域において輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに、特定指定地域においてタクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、タクシー事業の業務の適正化を図り、もつて輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とする。

《地域指定なし = タクシー運転者の登録を実施》

《指定地域 = 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行う》

《特定指定地域 = タクシー業務適正化事業の実施を促進する》

(指定地域の指定)

第二条の二 国土交通大臣は、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第十三条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、指定地域として指定することができる。

《適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務 → 「輸送の安全」を確保することが困難となるおそれ》

《運送の引受けの拒絶 → 「利用者の利便」を確保することが困難となるおそれ》

《上記二つの行為の状況に照らし → タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域》

《= 「指定地域」として指定できる》

2 国土交通大臣は、指定地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。

《告示=タクシー業務適正化特別措置法施行規程2条》

4 ～ 6 省略

(特定指定地域の指定)

第二条の三 国土交通大臣は、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、特定指定地域として指定することができる。

《×特に輸送の安全を確保する観点から》

2 省略

(適正化事業実施機関の指定)

第三十四条 特定指定地域内におけるタクシー事業に係る次の業務を行う者で特定指定地域ごとに国土交通大臣の指定するもの(以下「適正化事業実施機関」という。)は、当該業務の実施に必要な経費に充てるため、当該特定指定地域内に営業所を有するタクシー事業者から負担金を徴収することができる。

- 一 タクシーの運転者の道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他同法又はこの法律に違反する行為の防止及び是正を図るための指導
- 二 タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修
- 三 タクシー事業の利用者からの苦情の処理
- 四 タクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営

2 省略

(タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定)

第四十三条 国土交通大臣は、特定指定地域内の駅前、繁華街等におけるタクシーによる運送の引受けの適正化を図るため特に必要があると認めるときは、タクシー乗場を指定し、かつ、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間を指定することができる。

- 2 タクシー事業者は、前項の指定をされた地区及び時間においては、同項の指定をされたタクシー乗場以外の場所でタクシーに旅客を乗車させてはならない。

3・4 省略

(タクシー等に関する届出)

第四十四条 一般乗用旅客自動車運送事業を営む者は、指定地域内の営業所にその事業の用に供する自動車を配置しようとするときは、あらかじめ、当該自動車について道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(個人タクシー事業者乗務証)

第四十六条 タクシー事業者(法人である者を除く。)は、タクシーに自ら乗務するときは、その者に係る個人タクシー事業者乗務証(以下「事業者乗務証」という。)を、国土交通省令で定めるところにより、当該タクシーに表示しなければならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。《×「運転者証」》《×「個人タクシー運転者証」》

- 2 国土交通大臣は、前項のタクシー事業者の申請により、その者に係る事業者乗務証を交付する。

- 3 第三十三条《手数料》の規定は、前項の場合について準用する。

道路運送車両法

(この法律の目的) 《語群出題：H16-3》

第一条 この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

(自動車登録番号標の封印等)

第十一条 自動車の所有者は、前条の規定により自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標《ナンバープレート》を国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、国土交通大臣（政令で定める離島にあつては、国土交通大臣又は政令で定める市町村の長。以下この条（次項第三号及び第三項を除く。）において同じ。）又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者（以下この条において「封印取付受託者」という。）の行う封印の取付けを受けなければならない。

2 ～ 4 省略

(移転登録)

第十三条 新規登録を受けた自動車（以下「登録自動車」という。）について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

2 ～ 4 省略

(日常点検整備) 《語群出題：H14-11》

第四十七条の二 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車《自動車運送事業の用に供する自動車》の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 自動車の使用者は、前二項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

(定期点検整備)

第四十八条 **自動車**（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の**使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。**

- 一 **自動車運送事業の用に供する自動車**及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 **三月**

二・三 省略

2 省略

(点検整備記録簿)

第四十九条 **自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。**

一 点検の年月日

二 点検の結果

三 整備の概要

四 整備を完了した年月日

五 その他国土交通省令《**自動車点検基準4条1項**》で定める事項

2 **自動車**（第五十八条第一項の検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の**使用者は、当該自動車について分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第三号から第五号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第二項において準用する第四十七条の二第三項の規定による必要な整備として当該分解整備をしたとき及び第七十八条第四項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りでない。**

3 **点検整備記録簿の保存期間**は、国土交通省令《**自動車点検基準4条2項**》で定める。《**記載の日から1年間**》

(自動車検査証の備付け等)

第六十六条 **自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。**

2 ～ 5 省略

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

第六十七条 **自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。**

2 ～ 4 省略